

第十六回 参議院地方行政委員会會議録第八号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)午後一時五十九分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 内村 清次君
理事 石村 幸作君
委員 西郷吉之助君
高橋進太郎君
小林 武治君
秋山 長造君
若木 勝藏君
加瀬 完君

政府委員

- 国家消防本部長 龍野 好曉君
自治庁財政部長 武岡 憲一君
法務政務次官 三浦實之助君
事務局側 常任委員 福永興一郎君
会専門員 法貴 三郎君
会調査員

法制局側

- 参事(第一部 第二課長) 杉山憲一郎君
説明員 自治庁行政課長 長野 士郎君
自治庁財政課長 奥野 誠亮君

本日の會議に付した事件
○消防施設強化促進法案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査の件(町村合併促進に関する件)

○委員長(内村清次君) 只今から地方行政委員会を開きます。

公報に告示しておりますように、

第三部

地方行政委員会會議録第八号

昭和二十八年七月十三日【参議院】

消防施設強化促進法案を議題に供します。委員の方々の御質疑があります。

○西郷吉之助君 第七条の最後なんです。委員の方々の御質疑があります。

○政府委員(龍野好曉君) 第六条にございませう。實際購入したとか或いは設置したとかいうような報告があらましても、實際見ました場合に、まだ買つてなかつた、或いは完成してないとかいう事実を見れば、第六条に書いておられますようないろいろの措置ができるわけなんです。

○秋山長造君 先ず第一にお伺いしたいのは、三条の關係ですが、まあさつきお配りになつた政令案を見ますと、三条にいう消防施設の内容は消防ポンプと通信施設及び水利施設ということになつておられます。

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) これは消防組織法にもございませう。都道府県の職責として、消防組織法の上から

第十八条の二と存じますが、都道府県の消防事務に關します一応職權、職能が明らかになつておられますので、實際問題といたしましては、中央におきまして組織の余り大きくない國家消防本部というふうなものが、ことごとく

○秋山長造君 先ず第一にお伺いしたいのは、三条の關係ですが、まあさつきお配りになつた政令案を見ますと、三条にいう消防施設の内容は消防ポンプと通信施設及び水利施設ということになつておられます。

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) これは消防組織法にもございませう。都道府県の職責として、消防組織法の上から

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) これは消防組織法にもございませう。都道府県の職責として、消防組織法の上から

うのでありますが、そういう点につきましては、國の財政の建前上、道路の問題は建設關係に入つておられ、水道も又建設或いは厚生というふうな面に入つておるのであります。

○秋山長造君 先ず第一にお伺いしたいのは、三条の關係ですが、まあさつきお配りになつた政令案を見ますと、三条にいう消防施設の内容は消防ポンプと通信施設及び水利施設ということになつておられます。

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) これは消防組織法にもございませう。都道府県の職責として、消防組織法の上から

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) これは消防組織法にもございませう。都道府県の職責として、消防組織法の上から

うのが実情だと思つてあります。そういう状態をそのまま放置して、而も消防施設の強化促進を図るといふ建前はいいんですけれども、その内容たるや都會地中心に流れるというふうなことで、弱小町の消防施設の強化ということが、大體現状のままで放つておかれるというふうなことになる。

○秋山長造君 先ず第一にお伺いしたいのは、三条の關係ですが、まあさつきお配りになつた政令案を見ますと、三条にいう消防施設の内容は消防ポンプと通信施設及び水利施設ということになつておられます。

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) 只今の秋山委員の御発言の最初の点でございませう。お配りいたしましたこの政令案、これはまだこれからよく検討いたさなければなりません。一応の案としてお配りして頂いたわけでありませう。そういうものからして、或いは日本の消防の現状から恐らく直感されることになりませう。都市中心だというふうな考えも相当あるかと存じます。先ずこの内容につきまして申上げますという、消防の必要とい

○西郷吉之助君 そうしますと、適當であるか否かということをご注意を注していただければならぬわけでありませう。そうしますと、國家消防本部と自治庁との間には普通はどうかというふうな關係をつくるわけですか。

○政府委員(龍野好曉君) 只今の秋山委員の御発言の最初の点でございませう。お配りいたしましたこの政令案、これはまだこれからよく検討いたさなければなりません。一応の案としてお配りして頂いたわけでありませう。そういうものからして、或いは日本の消防の現状から恐らく直感されることになりませう。都市中心だというふうな考えも相当あるかと存じます。先ずこの内容につきまして申上げますという、消防の必要とい

実現性のある計画を立てたいのでござい
ますが、一応理論上私のほうで消防
力に期待するところのものを申し上げます
れば、かようなものになるというものを
を出していただくにございまして、もつ
と少ないもので実行可能なものの計画を
出せば出せぬこともございませぬけれ
ども、一応これは大蔵省などと予算折
衝を重ねて参っております筋合いにお
きまして、これだけのものが要るので
あるというごの資料でございます。

○秋山長造君 そうですね、非常に
申訳ないような事態になつておりま
す。何しろ今年この法案に裏付けられ
るところの二億五千万円も多年要望さ
れて来たものが、漸く頭を出して来た
という初年度でございまして、今後に期
待して頂きたいということをお願いし
ておきます。

○秋山長造君 そういたしますと、こ
の消防本部でお作りになつた五カ年計
画というのは、大蔵省に予算折衝をす
るための資料という程度であつて、今
回御提案になつております消防施設強
化促進法案の具体的なこの筋書きとい
うわけじゃないんですね。

○政府委員(瀧野好曉君) この計画が
なくては実際どうにもならんじやない
かということになつておりますので、
我々のほうでかような計画の下に今日
まで予算の獲得にも努めて参りまし
た。いろいろな法案の用意もいたしま
して、その意味におきましての皆様方
の、将来どれだけ要するのだという参考
にもと思つてお配りいたしましたのであ
りますが、この法案を御審議頂くのに、
これによつて資料というよりも、消防
の現情から今後計画すればどうなるの

だという意味におきましてお配りした
資料でございます。

○秋山長造君 そういたしますと、い
ずれにいたしましても、二億五千万円
と、それから防火用水槽の一億円を併
せまして三億五千万円程度ではとても
消防本部でお考えならつておるこの画
期的な消防施設の整備強化ということ
にはほど遠いことになりまして、ど
うしてもそのあと、我々の一顧の望み
をかけるのは起債の枠を極力拡げると
いうこと以外にないと思つておる。そ
の起債の点につきましては、もう大体
見当がついておるのじやないかと思
いますけれども、大体見通しほどの程度
になつておるのか。

それからもう一つ附加してお伺いし
たいのですが、今全国の地方公共団体
の正式に予算で組まれておる消防費の
査定というふうなものが資料としてあ
りますかどうか、ちよつとお伺いし
たい。

○政府委員(瀧野好曉君) 消防に関し
まする一般単独の市町村の起債要望は
年々非常に多額に上つておるわけであ
りますが、従来の実績が必ずしも十分
認められておりませんのでありまし
て、本年度漸く、最近自治庁当局も査
定を一応終つておるようなわけであり
まして、大体消防の認められる内定の
枠が五億程度に相成るのじやないかと
思われます。これは昭和二十七年まで
ございまして、市町村の消防費として
計上された当初予算は百四十億九百十
一万円にございまして、それに対しま
して当該市町村の総予算は三千二百十
三万二千九百九十七万五千円が当初予算
になつておりますので、それに対しま
する当初それの比率は四・三%程度

でございます。二十七年まで……。こ
れは甚だ率からして我々が期待して
おるものから見ますれば、低いのでござ
いまして、先ほどのお話がございま
したように、これ以外に市町村の経費が
實際上寄附の形等で部分的には相当
と存じます。それにいたしまして
も、この基準財政需要額、消防の基準
財政需要額等々というく比ばますと
いうと、十分でないというように思
います。

○秋山長造君 どうもそういうこの地
方財政の実情を考え、又国の計画して
いる予算額を考え、而も一面におきま
して、消防の重要性を考えますとき
に、どうもこのいささか催の涙とい
うか、二階から自來程度の感じしか受
けないので、余りこれによつて消防施設
が、今年法律を作つて画期的に強化
されるのだというふうな、こらびつた
りした気持ちになれないのですが、こ
の点につきましては大体政府自体は従
来消防の重要性を認識しておるのか、或
いは認識していても、そのあとの処置
に對しまして不熱心であつたのか、大
体この消防本部そのものの存在さえも
なか／＼、そう世間へ徹底してないよ
うな、極めて遺憾な実情じやないかと
思ふのです。早い話が予算の組み方な
んかにしまして、消防施設の強化促
進というところで法律まで、この際特別
立法までやつて本格的に乗り出そうと
いう気構えのときであるにもかゝら
ず、この僅か一億円の防火用水
なんかの予算は全然消防本部の管轄外
になつておるわけでありまして、又自
治庁のかたが見えておるかどうか知り
ませんが、水道なんかの起債の枠をと
るのでも、突に無理をして、四苦八苦

して陳情するばかりに、東京通い
をしてほんの少ししか枠がとれないの
で、三年計画のものが五年も六年も引
延ばされるようなのが地方の、特に中
小都市の水道工事なんかの実情だと思
うのです。そういう場合に自治庁なん
かで、果してこの消防なんかの必要性
というふうなことを、水道の起債なん
かの場合に、どの程度に考慮してお
れるのか、というふうなことも改めて
疑問とせざるを得ないような状態なん
ですが、それらの点につきまして、も
う少し地方の特例というところで、消防
施設の強化をやらせるのもいいので
すけれども、政府自体におきまして、
もう少し予算或いは財政面等を一本の
形にまとめるとか、法律まで出してや
るならもう少し熱をもつて、二万五千
円だとか、起債にしても、五万円だ
とかいうようなことでは、とても問題に
ならないと思つておるわけでも、そう
いう点について、もう少し消防本部自
体でも一つ元氣を出してやつてもら
たいと思つておるのです。

○若木勝蔵君 極く簡単に二、三の点
を質問したいと思つておるが、秋山君か
ら御質問があつたのですが、これに関
連して参りますので、市町村で、どう
いうふうな基準とか規模によつて、消
防施設をやつておるのか、その点につ
いて……。

○政府委員(瀧野好曉君) 先ほど申
しました五カ年計画のところでお答え申
上げましたように……。

○若木勝蔵君 いや現状はどういうこ
とになつておるのですか。

○政府委員(瀧野好曉君) 基準でござ
いますか。基準は大体二つの基準を持
つておりました、先ほどちよつと触れ

ましたように人口二万六千人以上の大
体市街地的な都市ですか、そういうと
ころに對しまして、消防力の基準と
いうものが出ております。これに人口
を基礎にいたしまして、実際に必要
な、一つの火災が起りました場合に最
小限度のものがこれになるという数字
から、人口に比例いたしまして段階を
分けまして、必要なポンプ台数を出
してあります。それに必要な職員等も出
るわけでありまして、それからそれ以下
の、二万六千以下の大体消防団、自由
消防を以て守らているところの町村に
對しましては、この人口と、それから
人口を構成いたしますところの所在部
落の規模、そういうつたものの、何と言
いますか、位置、それからそれに従
ましてこの機動力を勘案いたしまし
て、必要な消防ポンプを数字から割出
しまして出しておるわけでありまして、
従いましてそれに必要とする水利とい
うものの要素を決めまして、一応の基
準を出して、非常に複雑になつてお
りますけれども、この二つの基準で以
て、町村に具体的に當てはめてもら
つて、最小限度の消防力というものを確
保して頂くというふうな實際指導して
いるわけですね。

○若木勝蔵君 そういう基準に従つて
消防力を確保するということになつて
おりますが、現在では市町村におい
てその基準通りに行つておるのですか。
どういうふうになつておるのですか。

○政府委員(瀧野好曉君) 基準通り行
つておるところは殆んどないというぐ
らい、いろいろ段階がございまして、
都市方面におきましては、この常設消
防力の基準から弾き出しまして、一級
から十級までの都市を分けております

三

けれども、大体三級というの最高でございませう。そういうふうな都市の消防力を物差しによつて弾き出しまして、いわゆる都市を等級化したとして、それを簡単に一つ何級という結論が出るだけでなくて、結論を出すためのいろいろ必要な要素のものを全部風漬しに調べた上で、一つの都市に對する診断書と申しますか、火災に對する防火措置上の消防力というものの診断書が作られるわけでありまして、それによつて都市に對しましていろいろ改善策を立てるようになります。

○若木勝藏君 それで私の資料を見まして、今もお話がありました。そういうことで、市町村では消防力を強化するために、起債などを要望していると思つて、四・四％というのとは二十七年ですか、そういうふうな状態になつておるのですが、これに對して一体消防本部といたしましては従来どういふふうな手を打たれて来たかということ。御努力なさつたかということ。資料にありましたか。

○政府委員(瀧野好曉君) 起債の状況でございますか。

○若木勝藏君 二十七年に於いては四・四％ですが、私は今度の二十八年度は何％になるか知らんけれども、そんな要望に對して、そういうふうな許

可類が示されているということになれば、これは全く何らの強化にならないんじゃないか、従つて國としても、市町村としても莫大な起債を持つておつたのじゃないかと思つて、特別に起債の件数などが出ておるのですから、これは一体どうしてこういうふうな四％とか五％程度なのか、わからな

○政府委員(瀧野好曉君) 御承知のようにこの市町村の消防のための起債は、地方財政法の附則三十三条を根拠として賄つておるわけでありまして、勿論これは市町村の単独起債でございますが、単独起債の枠が例年より大きくないのであります。起債として町市村から要求されるものはいろいろたくさんございませう、その中につきまして消防の起債につきましては、勿論許可権のある、権限のある自治庁に処理が来るわけでありまして、同時に消防の主務課、都道府県の消防

の主務課からも要望されておる書類は私のほうに通達を願ひまして、私のほうといたしましては消防の具体的な起債の許可が出来ますように、自治庁にもしばしば実情を訴えて、又各市町村の消防機関の責任者も、いろいろ資料等を持つて参りまして、自治庁に對しまして、十分説明をいたし、事情を訴えておるような次第であります。しかしながら実際の起債を操作される自治庁当局におかれても、同情はしてもらえますけれども、なか／＼全体の枠の点からいたしまして、結果として従来の実績はかようなふうになつておるのであります。私のほうとしては決して怠つておるわけはないのであります、血の出るような叫びをいつも

自治庁には申上げ、又具体的に市町村の要望も個々に願ひ申上げて、できるだけ消防起債が許されるよう協力しておるのであります。今年ももう少し実はよくなるだろうと思つて、今後もできるだけそういう関係の御理解も得て、消防のための起債がもう少し殖えますようにいたしたいと思ひます。

○若木勝藏君 財政部長さんに一つ。今消防本部のほうに私質問しておつたのであります。これは國庫補助まで出して、こういう法律まで作つて、そして消防施設を強化するということは大変いいことだと思ひます。ところが在来、如何にも市町村の消防力を放つておいたかということ、起債の申請の政府許可の資料を見れば、明らかなんです。それで今まで質問しておつたのであります。二十七年に於いては、申請額が七十五億円だ。それに対して四・四％しか出しておりません。二十八年度は何ばになるかわかりませんが、まあ起債で一体どういふふうな力を強化しなければならぬ、市町村も考へておつたんだらうと思つて、在来こういうふうな形です。どういふ理由でこういうふうな僅かしか当らないのか、自治庁はこれに對して、どういふふうな考へてやつて来たか、大蔵当局と折衝されたか。

○政府委員(武岡憲一君) 起債の消防に關します承認額についてでございますが、従来から各団体のほうで、御要望になられますものに對しまして、充當率が非常に低いということ、

いろいろ御意見を伺つておるのでございますが、私も似た思ひました。決して消防関係のものだけ特別にどうこうするといふような考へは、別に持つておるわけはございません。御承知のように地方財政全体といたしまして、特に起債の關係、なかなか単独事業におさましては、相対的にほかの事業も充當率が、なか／＼思つて、少くとも地方団体のほうで御要望になられますようなことの承認ができたなかつたといふことは、私どもの与えられております起債の總額の關係等もございまして、誠に私も自身も遺憾に存じておるのでございます。ただ今回特にこの消防に關する施設の整備促進を圖るといふ意味で、そのための法律も制定になられるといふようなことございまして、そのための國の補助金等も支出せられる關係でござい

ます。今後の起債の充當に當りましては、できるだけ一つ御趣旨に副うように進めて参りたいと思つております。ただ地方団体のほうといたしましては、勿論消防に關する事業だけでございます。これは又公共事業を持つておられて、結局全体の地方債の枠をどこへはめるかという問題になるわけでございます。そして、全体の、これまでは単独事業と見

て参つておつたわけでございますが、そのうちで消防關係の点に充當されるべき起債の枠といふものを相当増して行くといふことになれば、必然的に半面道路でありますとか、或いは農業道路の關係でございますか、その他のものがどうしても減つて来るというふうなことで、お互いにこれは見合ひの關係になるのだと思ひます。特に私たち

○若木勝藏君 そこでこの法律ができて消防の用に供する施設に投入する。或いは支出しようとするところの市町村に對しては、一部を國が補助する。而もその基準及び補助率として、基準額の三分一以内の補助を受ければ、そこで施設ができるわけでありませう。ところがそういうふうなことがどれだけの一体この法律によつて、市町村がその財政のあなたも御存じの通り逼迫しておるときに、こういう施設をやりたいかという点については、実情をどうお見通しになつておられますか。その点をお伺ひしたいと思ひ

ます。

○政府委員(武岡憲一君) これはどこにどのように補助金が配分されますか、消防に關しまして起債の配分を受けました団体の財政状況にもよることと存じます。その他の消防以外の各種の補助事業につきましても、御承知の通り二十七年の例で申上げますと、大体補助事業の地方負担分に対しまして起債の充當率といふものは、大体五〇％前後といふような状況でござい

ます。消防關係のものにつきましても、大体まあ私達の考へていたしましては、できるだけそういうふうなほかの各種の補助事業の關係等とも配合せま

ておられますが、今回提出いたしております予算に伴います地方財政計画におきましては、起債の全体的な、殊に補助事業に對します充當率

をどうも減つて来るというふうなことで、お互いにこれは見合ひの關係になるのだと思ひます。特に私たち

は大体従前通りにみておきます。補助事業の起債の充当のやり方は、これも御承知かと思いますが、特にまあ財政調整的な見方をしております。各団体の持つております補助事業に対する地方負担分の額がどのくらいあるかという問題と、その団体の標準税収入というものがどのくらいあるか、更に又平衡交付金の中に算定されました投資的経費の割合というものがどのくらいあるかというよう要素を取上げてまして、大體その団体の財政状態に適合いたしまして、又与えられました範囲においては、先ず適当と考えられるような充当率も、各団体に算定をいたして配分をいたしておるわけでございます。消防に關するものにつきましても、いづれ法律が制定になり、又これに伴います予算が成立いたしました際に伴います。これらの他の補助事業と同じように、併せましてこれに對する起債の充当を考えて参りたいと、こういうふうにお考えしております。

○若木勝藏君　そこでそういうふうな財政計画で以つて、平衡交付金とか或いは自己資金とか補助とかいうことで、市町村では消防力の強化をやつて行くだろうと思つておる。ところが私が見通しでは、こういう法律が折角出ても、十分な市町村の計画というものが今の財政状態では進み得ないだろうと思つておる。ですからそれと脱み合せて、二十八年の起債の方面を、その精神を以て、相当私は市町村としても大蔵省と折衝して、そうして申請額のパーセントを上げて行くのが本当ではないか。この点について特段の自治庁側の御努力をお願いしたいと思います。これは消防本部のかたに伺つたらいいか

どうか。まあ恐らくこの点に關係して考へたので、私は衆議院でもこの修正案を出したのであると思つておる。一體消防施設を購入するといふような場合には、どんなふうにして行われておるでしょうか。現在市町村に於いて消防施設を購入するといふような場合ですか。

○政府委員(瀧野好晴君)　御質問の御趣旨は、若し私、取りようが間違つておりますが、現在までにその市町村の消防機関の持ちます消防ポンプを買いまする方法は、ポンプのメーカーに大體注文いたしまして、いろいろそれ／＼をきく／＼の規格のものを要求して買つておるような事情であります。尙附加えますけれども、そのポンプの中で、御承知かと思つておる、私のほうに所屬いたしております消防研究所のほうにおきまして消防ポンプ機械器具の検定作業を、國家検定を実施いたしております。その國家検定におきましては、一つの標準規格を定めまして、その規格に合致しておるものでなければ検定の合格証をやらぬ。その検定に合格しておれば、先ず國家の専門的な技術を扱います消防研究所のほうで、専門の技官が長い間かかつて作つた基準によつて検定をいたしたのであります。一応信用ができるかと、こゝろ思つておる。これは任意検定でございます。業者のほうでは勝手にございませうけれども、むしろ市町村という需要者の側の啓蒙をいたしまして、検定合格のものを購入するように指導して今日まで参つております。併しながら全国にメーカーもたくさんございませう

で、必ずしも検定を全部受けておる業者とは限りません。あります。今後ではできるだけ、そういう信用のあるポンプ機械を購入して頂くように指導したいと、こゝろ思つております。

○若木勝藏君　そこで私の伺つておる点は、そうしますと、あなたの御答弁によりまして、購入することは市町村自体がやるわけなんです。國で以てなごまじやないのですか。

○若木勝藏君　その通り。そうすれば第七條で國が補助をするというようにするために、わざ／＼購入について總理大臣がこれに指示を与えるということ。私は、私はどうも考へてもおかしと思つておる。國庫補助金は消防ばかりでなく、ほかのものにもたくさん出ておる。そのときに一々その補助金を使つてものを買入る場合に、内閣總理大臣の指示を受けておるわけではないと、そういうふうにお考へるのですが、特にここには修正案も出ておるけれども、私としてはその点を聞きたい。

○政府委員(瀧野好晴君)　これは衆議院のほうでの修正にかかるところ部分でございます。当時の原案として出しまして、理由を申上げますと、これは他の方面におきまして補助の例にも全く例がないわけではございませう。けれども、購入というふうなものにつきましては、指示というふうなものがございます。施設の整備のためでございます。施設の整備のためには、一定の所管大臣の指示というふうな例は立法例はあるわけでございます。考へました理由は、四條に御

指摘の規格の問題でございますが、一定の規格のものを一定の基準額でもつて買入場合に補助をいたしたのであります。それから、この規格を一應確保するためには、何らかの方法によつてその規格に合致しているかどうかということを一應確認する必要があるのではないかと。その場合におきましては、國なり或いはその都道府県というふうなものに、そういう消防機械器具の検定乃至精能試験をいたす権能がありますので、國又は都道府県の消防関係機関がこの規格に合致しているかどうかを一應検定或いは試験をして見る。その試験したのものについて購入したらいいたではないかという考へからいたしまして、こういう補助条件を充たすための過程におきまして一定の指示をいたしたいという程度の意味であつたのであります。これがなくとも、先ほど西郷委員からも当初御質問がございましたように、実施検査をさせる。或いは報告を求めるといふ方法によりまして、必ずしも指示をしなくても適正な施設購入或いは設置の目的は達せられようかと存じます。

○若木勝藏君　それで先ほどあなたの御説明の中で、そういう規格に合うとあるかどうかということについては、消防研究所でも十分に調べて、こういう規格に合つたものを買つたほうがいいだろう、こういうふうなことを市町村のほうに指示というか或いは助言といふような形でやつておるのですか、わざ／＼ここに總理大臣の指示といふようなことは要らんじやないかと考へます。その点わかりました。

○高橋達太郎君　それでは一点私、今若木君の言つた点についてお伺いしたいのですが、大分、条文を見ますと、第五條でも第六條でも第七條でも、總理大臣が、消防施設につきまして統括的な権限を以てやる補助について、いろいろ指示をなされておるようですが、實際の取扱いはどうせられるのか。それを聞きますと、人員は、從來各省で見られるのですが、非常に補助金が少いにかかわらず、町村がその補助をもらうために書類を整備する都合、東京へ出て来なくちやならぬといふようなことで、仮りに百万円の補助金をもらうのに、むしろ同等の補助金程度のもので旅費なり或いは書類を整備するために使うという例はまゝあるです。従つてこれもこれだけの相当の大きな金額でもあれば別ですけれども、消防ポンプにしても消防施設にしても、個々的に見ればそう大した金額でもないかと思つておる。それを總理大臣或いは消防本部長が一定に統轄して、そうして各町村が東京に來なければ、補助金が貰えない、それに伴う起債がどうということになりますと、非常に費用がかかるので、これは一定の枠を設けて府県にお任せになるのか、そこいらのお取り扱ひの点を一つ補助金が少いだけに、十分お聞きしたいと思つておる。

○政府委員(瀧野好晴君)　只今の高橋委員の御心配の点は當然であります。僅かに二億五千万の金を市町村に振りまくのに非常に陳述団の上京だのといふようなことでは誠に困りますので、幸いこの消防組織法にも都道府県が市町村の消防のためのいろいろな行政事務を行うことになつておる。非常

にたくさん上ります市町村から欲しいものは、皆書類を出すというようにことになったとされませんが、大体あらかじめ、要望書というふうなものによつて、大体の概括的な都道府県内におきまする概括的な御要望を、極く簡単なものによつて大抵市町村の意思はわかる、そういったしすうという、従来の市町村の財政或いは消防力、そのほか地域的条件、そのほか全般を見ておるわけでありまして、その資料に基づきまして大体順位を付けて頂きまして、補助金が差上げられるというふうな町村は、大体あらかじめ事前の審査におきましてよく調べた上で、大体見込みのある町村は一応申請書だの、事業計画書だの、いろいろ必要な皆さんの書類が必要なんで、補助金がもらえるかもらえないか、当てもないのに、べらぼうな膨大な地図まで付けて出すような、複雑な書類を出すことをできるだけ避けまして、そういう予備操作によつて、大体補助金が行くような町村にのみ、正式な書類としては町村におきましては御申請を頂きまして、その間におきましては、都道府県が十分あらかじめ調査をやつて頂きまして、中央に僅かばかりの補助金をもらうのに御上京にならないように、私のほうも努めたいと思つてます。

○秋山長造君 只今の御質問に関連いたしましてお尋ねいたしますが、今度の補助金の配分につきましては、先ほどの施設の整備計画というものを手許にもらつておられるのですが、このうち整備計画なり、補助金の配分の場合、全国的な地域的な言ひますか、釣合ひと言ひますか、地域的な補助金の配分計画というふうなものは何かお持ちですか。例えばただ申請書を出させて、それを書類審査するというので、恐らく財政力の多難な都市方面は、我勝ちに、早いもの勝ちに殺到するであろうと思ふ。それに対して赤字で非常に困つてゐる弱小町村なんかは、実際には消防施設が非常に不完全なために、のどから手が出るくらい補助金は欲しいけれども、なか／＼あとの三分の二の裏付けというものの見通しがつかないために、ぐず／＼して申請が立ち遅れるのではないかと。そして、結局出した時分には、早くも先から先から書類の審査が終つて、そうしてもう二億五千万円が済んでしまつて、あとは何もない、ゼロだつた、何ももらえないというふうなことになるので、そうでなくとも、大体内容からして都市中心に流れる虞れが多分にあるのが、補助金の配分のやりかたなんで、一層都市中心に流れて、地方の最小限度の消防設備の整備というだけすらできないような弱小町村には殆んど均霑しないというふうなことになる心配が非常に大きいと思ふのです。そういう点どうでしょう。

○政府委員(鹿野好曉君) 只今ここで直ちに都市は何%だ、町村は何%だというふうな工合に数字は持つておりません。心組みといたしましては、本年度で自治庁の手許でやる単独起債で、消防の起債を認めて頂くことも、もう近く明らかになりますので、その具体的なものを見せたいと思つて、大体どの方面に消防のための起債が流れて行くか見当がつかせませんので、それをにらみ合せましたり、それから都市の財政というふうなものも十分考えなければなりませんので、必ずしも負担能力のあるところのみやるといふふうにはしないで、財政は非常に窮乏するが、何としても発足いたして、消防力の劣弱な現状から見ても放つておけないといふようなところでは、要求さえあれば、成るべく少しでも出すといふふうにはいたしまして、心組みといたしましては、都市なら都市、町村なら町村といふふうなものに、非常に極端なアンバランスが出て来ないように、全体の配分を操作して行きたいと思つております。ただ今ここで何%が都市で、何%が町村だと、こういうことはまだこの段階でははつきりしたことは申上げられませんが、実際の市町村を選んで参ります操作の過程におきましては、何らさような都市あたりとの全体のバランスを考えて行きたいと思ひます。

○秋山長造君 さつきから繰返すのですけれども、法律も作つてゐるのに、どうも二億五千万円で全国の消防施設を促進強化しようというのには実に心細いので、まあ二億五千万円で消防施設を強化しようと思つたら、それこそ火事が笑うと思ふのです。武岡財政部長にお尋ねするのですけれども、これは今我々の手許に消防本部でお作りになつた消防施設整備五カ年計画という相当な計画があるのです。大体二十

八年度、初年度だけでもいろいろな施設、合計して五十億くらいになるのですが、そういう整備計画を作られ、更に又この促進法案にいたしまして、すでに年度切り、年度当初からもう御計画になつておつたことだろうと思ふのです。従ひまして今度の起債の計画なんか立てられる場合にも、当然この消防本部の計画が自治庁の手許へ届いたことだと思ふし、それから又いろいろ御相談もあつたことだろうと思ふのですが、にもかゝらず、僅かにさつきの話では大体今年の起債が五億くらいだろうといふお話なんです、そういうことになるといふと、事前の、消防施設の整備計画といふものについて、消防本部と自治庁の財政当局との間での程度のお話合があつたのだからと疑わざるを得ないのですけれども、その点は如何でしょう。

○政府委員(武岡憲一君) 先ほども申し上げましたように、消防に關しまする起債の御要望に對しまして、実際に充當し得た額が非常に低率でございまして、各地方団体のほうの御満足を得ておられません。本年の計画につきましても、いろいろ消防庁のほうで御持ちになつておられます計画につきましても、何分は伺つておるのでございしますが、何分にもきめられました様の中で、消防の整備計画もございしますし、又老朽危険校舎につきましても、五百億近いようなものを何年間でもどうするかというような問題もございしますし、そのほか土木關係につきましても、或いは産業経済、厚生施設等々、いづれもそれ／＼の整備計画、又整備して行かなければならぬ具体的な計画を各省、各方面においてはお持ちでございすけれども、なか／＼全部これをとり揃へまして、みんな満足に行くような起債の配分ができませんことに、誠に残念でございします。ただ消防につきましても、先ほど申し上げましたのであります、今度こういうことで特にこの整備を促進して行かなければならぬといふような、一つの政策が打ち立てられるわけにございしますので、今度これらの起債等につきましても、できる限りその精神に則りまして善処して参りたいと、かような心組みは持つております。

○秋山長造君 只今の御答弁至極要領いのですけれども、実際自治庁は消防の拡充ということに對して、誠意を以ておやりになる御方針なんですか。

○政府委員(武岡憲一君) 今後のこれは地方財政全体の問題になつて来ると思ひます。具体的に申しまして、起債の額自身をどうするかというふうな問題に觸れて参るわけにございしますので、そういうものにとらみ合せて参らなければならぬと思ひます。又市町村の財政の問題といたしまして、特に申上げるまでもなく、広く教育なり、経済なり土木なり、各方面に亘つてなおこれからやつて参らなければならぬ大きな事業を持つておられますので、それらをにらみ合せますと、具體的なことは消防のことだけでは申しかねますが、ただ気持といたしましては申上げますようにその重要なことは特に言うまでもないことと思ひます。で、できる限りのことはいたしたいという程度にしか、只今のところお答えのしようがないのじないかと思ひます。

○秋山長造君 消防の施設整備強化という点に對しましては、自治庁におかれましても本當に真剣に今後御尽力を願いたいと思つておられます。それから消防本部の長官に一つお尋ねしたいのですが、この配布されておられます二十七年度の火災年報の中の統計を見ますと、たばこの吸いがらというものが圧倒的に多いわけですね。政府のほうはたばこの収入、年恐らく千五百億以上だと思つておられますが、それだけ政府が儲けておつて、全国の火事の殆んど一番大きな原因はたばこの火なんです。政府の責任とも言えんけれどもとにかく政府は千五百億儲けておられるのです。だから儲けた中から僅か二億五千万円しか火事を消すのに出さんというところは実にけしからんと思つておられます。これは十億出して二十億出して、ちつとも多過ぎることはないと思つておられます。その点に對して消防本部のほうで政府に對して、大蔵省なんかに對してももう少し強く折衝して欲しいと思つておられます。それから更に又火災原因の二番目に漏電ということが出ておられますが、地方なんかの実情を見ますと、もう大正時代か明治時代に天井裏に引いたような電線が古い家なんかそのままになつておるところが非常に多いのです。もう裸になつたら、なつたままで放つてあるようなところが実に多い。そういうところもかわらせず、電力会社が知つていて知らん顔をしておられる。そのために漏電による火災というのが非常に最近では増えつつあるということがあるのは御承知の通りなんです。が、そういうことに対して、電力会社あたりは、金儲けばかりをせずにも

う少し良心的に古い電線なんかを早く更新するように、何か規定であるだろうと思つておられますけれども、そういう点について電力会社に注意をなさるなり、連絡をなさるなりしておられるのか、その一点をお尋ねいたします。

○政府委員(瀧野好曉君) 専売公社のほうにおきまして、今のたばこの収入が非常に莫大なものを得ておられるのに、たばこの不始末で火災が非常に多い、御尤もでございます。この点も、従来私としましては、微力ながらも予算折衝におきましても努力いたしておるのであります。今後政府の、殊に大蔵方面の財政当局の十分なる理解を得るようになつておられます。

○政府委員(瀧野好曉君) 御指摘の漏電という原因が相当部分を占めておられますが、この点、現在電氣工事、電氣工作物の監督検査等がまだ完備いたしていない現状なのであります。これは主として都市方面の消防機関におきましては、予防業務といたしまして、常に電力会社等にいろいろ注文をつけて、或いは新たに家を建てます場合、建築に對していろいろ消防も関与いたす面もあるのではないかと、その面におきましても配線或いは電氣工作物の設置等につきましまして、いろいろ注文をつけて不完全なものをしてないように、實際の作業におきましてやつておられるわけですね。なお今後十分この方面の査察を、現在消防機関による査察が消防法上査察が十分でございせんので、消防機関によるそういう電氣施設の検査を嚴重にやらせるよう、なお中央におきましても地方に對しまして強く指導して参りたいと思つておられます。

○西郷吉之助君 消防本部に伺います

が、消防本部は国家公安委員会の指揮監督を受けるというように、警察と同じようになつておられます。警察の場合は、法案の提出の際でも、国家公安委員が相当国会にも陳情し、いろいろやるけれども、どうも国家消防本部は國警と違つて、部隊を持たない關係から、国家公安委員会が、そこに監督することになつておられるけれども、一向に努力しておられるような様子を見たことがない。これでは、消防本部に伺うのも変なんだけれども、今日、貧弱なこういう現状であるが、併し国家公安委員会とはどういふような連絡があるのですか。

○政府委員(瀧野好曉君) 御指摘のうちに、国家消防本部は国家公安委員会の下に所屬いたしておるのであります。国家公安委員会は、定時の公安委員会は毎週一度開いておられます。その機会にいろいろ決裁を頂くものは決裁を貰い、又報告すべき事項は報告して、十分緊密な連絡をいたして、又お指図を頂くものにつきましては、いろいろ指図を頂いておられるわけでありまして、従来例からいたしまして、国会の方面に公安委員会の委員又は委員長が出席してお尋ね等にお答えした例もあつたことはあるわけですが、實際上の行政事務を政府がやつておられます。消防本部において本部長が責任を持つてやつておられますので、そういう方面はお任せ頂いておられますが、實際の業務の運営につきましては、公安委員会に十分所管事項につきましては御連絡申上げ、平素の業務に十分御理解を頂いておるつもりであります。

○委員長(内村清次君) 速記を止め

○委員長(内村清次君) 速記をつけ

〔速記中止〕

○秋山長造君 先ほどからいろいろ御説明で消防本部の本部長のほうでも予算の獲得のために非常に努力をなさつたにもかかわらず、武岡財政部長の御答弁にもありましたように、いろいろ今の財政の事情では制約を受けまして本當に催の涙ぐましい経費しかはじき出せないという遺憾な状態になつておられますのであります。併し我々が又議つてもう少し広く考えました時に、これは衆議院の地方行政委員会でも相当論議になつたのじやないかと思つておられますが、民間の保険会社の問題なんです。保険会社は御承知のように、今恐らく全国各地で、新築をやつておるといつたら、大概金融機関、その中で一番多くて、一番立派なのが保険会社の支店や出張所なんです。だから恐らく保険会社、火災保険なんかはずい分儲けておられるだろうと思つておられます。今度のこの膨大な消防施設強化の五カ年計画を立案されるに當りまして、この一番恩恵を受けるであろうところの保険会社等に對して、相当の株を持たしてもいいと思つておられるわけですね。そういうような点について何か御公表になつておられるかどうか。それから又起債なんかにつきましても、自治庁のほうではいろいろ関係から五億程度のものでは恐らく認められないというふうな状態でありまして、例えばその儲けておられる保険会社なんかから、低利で少し大幅な融資というふうなことをさすべきじやないかというふうなこ

とも考えます。更に又これはどなたか大蔵省のかたにでもお尋ねしなければいかんのですが、この保険金なんかもそれにつれて大幅に引下げて行く必要があるのではないかと。又そうすべきじやないかというふうにも考えるのですが、そういう点につきまして、今までもしばしば問題になつたことではあると思つておられますが、重要な問題でありまして、確固たる当局の御方針をお伺いしたい。

○政府委員(瀧野好曉君) 保険と消防のお話が出たわけですが、これは御指摘のうちに、衆議院でも相当活発な御議論があつたのでございまして、こういうふうになんか起債により、或いは補助政策によつて、地方の団体の消防機関が強化され、消防力が強化されるということに相成りますれば、一般国民は勿論利益を受けておられるわけですが、保険会社等は非常に利益を受けておられるわけでありまして、消防に對して直接の利害關係の深い保険会社が、相当の實績を挙げているにもかかわらず、まだ消防に對する協力が浅いといふことはみな疑問のないところでありまして、実は、一方一つの問題といたしましては一般国民が加入する保険料率を消防力の強化に即応して下げるようにたびたび私たちがこの保険団体である損害保険協会の首脳部と合しまして、いろいろ申入れたに參つておるのであります。又個々につきましても、先ほどお話のございました都市等級等によりまして、この級の消防力の診断の結果、非常に飛躍的に消防力が強化されたようなところにおきましては、速やかに保険料率の引下げをして貰うというふうな折衝もし

て参りましたが、全般的には一般の住宅につきまして御承知かと思いますが、本年五月二割がたの保険料の引下げを、その結果ではございませぬが、とにかく消防との関連も理由の一つであります。又もう一つの点は直接消防力の強化のために保険が協力すべきだと、この点もまあ数年來、消防関係団体或いは消防庁の会議等におきまして、しばしば議論が出ておるのであります。その点に鑑みても、少しばかりの誠意ではあります。保険団体が昨年あたりから若干の消防のために特別基金を創設いたしました。年々納ります保険料の何パーセントかを一応用意いたしました。それを消防のために直接振向けたいというふうな一つの構想が昨年からはつゞいて、それも全体の保険金或いは保険料との損害料率等から見れば、損害率等による保険会社の利益から見れば、あまり問題になる金じやないのではありません。少くとも一つのファウンドを設けて、消防のためにいろいろな協力的な施策を行いたいという、僅かばかりの誠意が見えて来ているのであります。尙その基金の使い方等につきましても、我々いろいろ今後そういうた保険会社のほうに對しまして、強いつつ要望をいたさんとしたして、強いつつ要望をいたさんとしたして、強いつつ

で要望いたしておりますが、保険会社の団体のほうも最近それを真面目に考えて行きたいというふうな態度を示して来ておりますので、今後はその相当期待していいんじゃないかという面があるの、ございませぬ。まあ御指摘の保険と消防との関係につきましても、今後そういう分野につきましても、いささか努力して行きたいと、かように存じております。

○秋山長造君 消防施設の整備強化に對して、保険会社が融資をした例は今までないので、

○政府委員(瀧野好曉君) 融資はございませぬ。

○秋山長造君 何か、それはできないというふうな障害でもあるのですか。

○政府委員(瀧野好曉君) できないという事情、難点よりも、むしろ大蔵省の当局で見えておられるような基金のことでは余り詳しいことは分りませぬけれども、まあ株券の取得とか或いはいろ／＼一定の社債を購入するとか、或いは現金で、預金の形で、相当持つてはいかんとか、そういうふうないろいろ制限があるようございませぬが、私達の市町村のほうで消防のために借りたいという金は相当の、或る程度貸付期間が長くなくちやいかんのと、それから金利が相当安くなくちやいけませんのであります。保険会社といたしましては、有利なほうへ廻したい、確實にして有利なほうへ、という意味もありませんので、従来は、この要望にかかわらず、まだやらなかつたのであります。国会方面その他一般の消防に對する協力の面が、非常に強く最近叫ばれておられますに鑑みまして、この方面の融資をやりたいというので、

検討いたしておるような次第であります。

○秋山長造君 これは消防本部なり或いは大蔵省なり政府全体としても、何とか強力な手を打つて頂いて、例えばこの保険会社の資金の何割方を消防関係に必ず融資するというように義務づけるような特別な措置でもやるとか何とかして、政府も勿論大いに奮発して貰うようにしなければならぬけれども、政府もなか／＼従来から費用のかかることにはばかり追われるのでありますから、保険会社なんか、大いにこの際、国家権力を以てでも、或る程度消防施設の整備強化ということに對する協力を義務づけるような手を打つべきだと思つておられる、そういう点について是非とも御努力をお願いします。

○委員(長内村清次君) 速記を止め

(速記中止)

○委員(長内村清次君) それでは速記を始め。

それではこの議題は今日この程度にいたしまして更に審議を続行することにしたいたします。

○委員長(内村清次君) 次の議題は町村合併法案につきましても調査を議題に供したいと思つて、前回の委員会で小委員長から町村合併法案の報告がなされておられます。これを委員会におきまして成案化するということになつておるのであります。その上に立ちまして、一つ皆さんの御意見を發表していただきたかと思つて、法案を成案する上についての質問なり或いは又修正意見なりをお出し願います。

○高橋進太郎君 実は甚だ申訳ないの

ですが、この前小委員長の報告のときにおらなかつたので、或いは報告があつたと思つたのですが、この前衆院との合同のときに問題になりました。市に合併せられる町村、言い換えますればまあ十以上の市に合併せられる場合には、これは恩典に浴しないが、それに対して一体どうするのかという話と、それからもう一つは合併に當つての執行者に対する、即ち村長なり町長なり、合併せられるところの或いは吸取消合せられるところの町村長なり或いは執行者に対する取扱いは何らか規定しなければ、町村合併の促進という意味で不十分じゃないかという点ですが、これについてはどうしようという取扱ひになつておるのでしようか、その点一つ。

○石村幸作君 今高橋委員のお尋ねの町村長の身分の問題、これは小委員会でも、衆議院の意見がありましたので、いろ／＼検討して見たのです。ところが町村長の場合はやはり現行法のまま、つまり町村長がなくなれば自然に町村長の地位もなくなる、この現行法通りで行つたほうがいさうどうという結論だつたのです。それについては、例えば三人の町村長が止める場合に、一人は町村に残つておる、又二人は助役というふうな、これは協議のときの取引、協議事項になるだろう、どうしてこれを法律に現わすというところは不適当であり、又現わしようがない、困難である。それであるときに衆議院のほうのお話の、当選できまつた村長をうやむやにやめさせるのは、憲法違反だというふうなお話があつたんだが、これは危険な御意見だということになりまして、この町村長の問題に特に触

れずに報告いたしました。それから市の問題ですが十、五万以上これいろ／＼検討してみましたが、やはり最初は五万未満の市ということであつたのを、いろ／＼町村議員の諸君が研究を重ねました結果、五万から十万までというゆとりを、緩和策を取入れたということでありまして、やはりこれが最も適當だろうということでも結論を得て、御報告をいたしました。もう一つはなんですか。

○高橋進太郎君 いやそれだけです。ちよつと自治庁のかたにお聞きしたいのですが、今の一番あとの私の問題にしているのは修正案にある五万以上十未満の都市に合併するということになるが、實際問題としては、例えば十以上の市にその近郊の町村が合併したい、或いは町村の一部が合併したいというときに、恩典を与えないということになると何か町村が離れたいというふうな気がするのですが、自治庁の御趣旨なり、その辺はどうお考えになつておられますか、お伺いしたいと思います。言い換へれば、どうも小委員会なんかの議論は五万以上十未満の市を中心にしての考え方になります。私はそう小さな問題ではなくして、その近郊の貧弱町村と言いますか、市の十以上の市に合併する方が或いは合併される方が適當と考へられるような町村にも、この恩典を浴させたいのじやないか。そうすることが町村合併の目的に合致するのではないかと思つて、その辺を一つお考えをお聞きしたいと思つて。

○説明員(長野士郎君) 確かにそのお

話のありました、高橋先生のような御意見があると思いますが、実はこの法案は、弱小町村を解消することが一つの考え方になっておりますが、更にまあ弱小町村として一つになつて行く、これを一つ最大の狙いとしておる、こゝろ考えられるわけでありませう。それから同様に弱小町村自体の立場から見た場合でも、大都市にしか編入がでないというような場合に、この法案のよゝな意味で適用がなければ困りはしないか、不公平ではないか、こゝろ御議論だと思ひますが、その点につきまして一通り今までの御議論を伺つておりますと、確かにそういう場合もあるかと思ひますが、従来までは合併につきまして殊更に促進をするための手段を講じてなかつたわけでございますが、明治からこの方、大都市の発展というものはそういう手段を講じてなくとも、次第に発展をして来たという点で、こゝろいう考え方が出されて来たのじやないかという感じがいたします。ただそれにいたしまして、片方で、町村のほうも講じてなかつた、都市は講じてなかつたが、都市は発展した。そこで町村については、その際、促進をすることが必要だということになりませうが、町村を促進する措置をとつて、十万以上の都市について考えないとすれば、今度は逆な形が現われはしないかという御意見ではないかと思ひますけれども、今までの考えから言いますと、やはり町村を主体にして考えに行くという、この法案の立場を貫かれますという、もう一つは都市につきまして十万未満というものは、今の都市の標準ということから考えます際に、これは一応の標準というふうにお

考えになつたんじゃないかと思つておるんです。十万以上の都市に町村を入れるということの障碍になりはしないかという点でありますが、確かにそういう点も起さないと絶対的に申上げられないと思ひますけれども、今の必要はむしろ町村自体を大きくして行くということに一番必要がありはしないか、こゝろいうふうにお考えを伺ひます。○高橋進太郎君 立案をせられた趣旨が、都市なら都市というものが余りにも大きくなると、いわば都市過大の弊害を抑えるという意味ならば、これは別問題なんです、要するに町村が、非常に規模が小さくて、到低行政単位として不適当だと、それを若し含むというところが本法案の目的であるならば、二なり三なりの町村が合併して一定の行政区画になる場合もあるだろうし、或いは又大きいところへひとつついで、そうしてそれが一つの行政単位としてやり得るといふ場合もあるんだらうし、従つて本来の狙いが、言い換へれば、一方においては仮に都市が大きくなることを防ぎ、そして適正なる町村というものを並立的に置くんだという考えにあるのか、或いはそうじやない、むしろ貧弱町村というものを行政単位にまで置くんだという意味なら、あえてそれが二つなり三つなり合併する場合もあるだらうし、大きいものにひとつついても構われないのじやないか、従つてどちらも同じような特典を与えて合併を促進するといふほうが、本法案の私は立法の趣旨に合致するものだと思うのですが、その立案基礎をちよつと私はお聞きしたいのですが、こゝろいう面では……

○説明員(長野士郎君) 立案の基礎とおつしやいますと、どうも何でございませうけれども、私どもの考えておりますところでは、確かに今の高橋先生のおつしやいましたように、行政を合理化する、或いは能率化するといふ意味だけから考えますと、どのような都市に町村が入つてもいいじやないかと、こゝろ議論は勿論確かにあると思ひます。そこでそれだけぎり／＼の点を考えました場合に、どこがいかにかといふことになりませう、いわゆる過大都市と言われるものはともかくとして、そうでないものはいじやないか、こゝろいうふうにおつしやいますと、確かに十万未満といふことは不適当じやないかという議論も成立つだらうと思ひます。こゝろいう意味で、町村の数を全体としてまあ減らして行くといふことだけ考え、まあこゝろいうふうに言つちや失言かも知れませんが、こゝろいう考え方がすれば、殆んどすべての市に適用して差支えないという御意見も十分成立し得るとは考えております。ただ今までの都市に町村が編入されました場合を見ますと、相当農村部といふものを相当にたくさん入れておる都市が、全部そうだとはいへませんが、多いように見受けられるのでありませう、こゝろいう場合に、どの程度でこれをお考えかという問題になるんじゃないかと思ひます。

○高橋進太郎君 そうすると、政府の考え方の基礎の上には、こゝろ了解していいですか、要するに余りに都市集中といふものを、一方においては抑えるといふか、こゝろいう基礎の上に立つて、従つて仮に町村だけが合併して適正なる行政単位になることが望ましいと、こゝろいうので立案をしたと、こゝろ了承していいですか。

○説明員(長野士郎君) この町村合併促進法案からは、決してこゝろいうことだけ考えておるんだといふことは勿論言ひ得ないと思ひます。ただこの町村の合併を促進するといふ考えの基礎には、市を全然考えないのだから、やはり、むしろ市の再配分でありませうと、自治確立といふ点から考えますと、一番弱いネットワークになつておるのが町村だ、こゝろ町村について、どのよゝうにして行くかといふことを、単純に考えておるのでありませう、この法によつて過大都市を抑制するといふところまで考えておるとは思はないわけでありませう。

○高橋進太郎君 それじやもう一点お聞きしたいと思つたのですが、こゝろいうふうな町村が合併して来ると、合併さされた町村と市の境界、いわゆる三万五千何かの境界といふものと殆んど區別がなくなると思つたのですが、市についても、もつと例えば二十万以上とか或いはこれなら十万以上とか、何かそういうふう……、而も一方においては、こゝろ格上げと言ひますが、人口のあれをする意思はないのですか、その点。

○説明員(長野士郎君) 高橋先生の今のお話でございますが、現在市になりませうための要件は、人口で申しますと、御承知のように三万でございませう。人口三万といふのはこれはどうも余りにも劣弱であるといふことが常に言われておりました、神戸委員会の報告などにおきましては人口三万といふのは、これは人口五万までに、むしろ最小限度に引上げるべきだといふ意見があつたように思ひます。ただこの合併促進法案によりまして、町村が合併

で、この事情が許さない、即ちそれは合併しない町村のほうに出す必要があるという場合には、この条項といえども適用がない、こう考えられるわけでありませぬ。そういう意味で、行政上の絶対の必要まで、全部曲げて合併町村だけを見ているのだというふうにも考えられませぬので、合併を促進するといふ意味では、その程度の規定は差支えないのじやないかと、かように考えておきます。

○若木勝蔵君 まあ一応それは表面は、そうとるかも知れませぬけれども、実際に行われる場合には、幾多のこれは問題を私は醸すだろうと思つて、で、優先的という言葉が強調されるのじやないか、又これに何か特別の事情の許す限り何か特別の考慮をするとか何とかということならば、あれなんですけれども、他と比べて優先的にこつちを先にやるということになると、問題が起つて来るように思ひます。

○調査員(法曹三郎君) 只今の石村委員長長の御説明を補足的にちよつと申し上げます。最初の試案の中に入つておりました優先的という言葉の取扱ひ方が、要するにあらゆる場合に合併町村を優先的に先ず考へるといふようなこととなるから困るといふことでございまして、建設省或いは国家消防本部といふような方面から申込みがあつたのでございませぬ。それでいふ、法文を検討いたしましたして、要するに合併町村と合併せざりし町村との内容を考えまして、それが同時順位の場合には、合併町村のほうを先ず優先的に考へるといふ法文の形式にしようといふことになりまして、この形に落ちついたわけ

でございます。でありますから、先ほどの長野行政課長からも御説明がありましたように、言ひ方が違ひますが、合併町村だけを先ず考へるといふことではございませぬ。同じ条件の町村が、合併した町村と合併せざりし町村とある場合には、合併したものを先ず考へるといふことでございませぬから、何ら御心配の弊害はないといふふうにお考えしております。

○若木勝蔵君 まあそれが、恐らく理窟の上じやなしに、感情上の問題でも私は必ず起つて来ると思ひます。なぜ同じ条件のときにそれを合併のほうだけやるんですか。困のほうへそういうふうな餌をどん／＼やつて、地方自治の確立といふことを、自然発生の状態からぶち壊して、国の梓にはめて中央集権的にぐん／＼地方行政といふものを圧迫して行く、こういうふうな議論が起つて来るのじやないかと思ひます。だからこの字句について、もう少し適切なものがあればいいじやないか。私はそういうふうな疑問を起しましたから、その点を意見として申し上げます。

○石村幸作君 そこで若木委員の言われた頭から優先的でなく、何か事情の許す限りと、特におつちやつたように思ひますが、ちよつとこには、事情の許す限りと、これだけ入れてあるわけですか。これでその優先的といふやつを緩和するといふか、抑えるとかいろいろに取扱つたわけなんです。何かここにいい文案でもありませんたら、又御研究を願つて。

○若木勝蔵君 いろいろ前のほうにこの特例がありました。地方財政法上の特例とか国有林何々方面という特例と

かいろいろお話がありました。ここに關係するかどうか知りませぬけれども、私は地域給のついておるところと、おらないところと合併した場合に、その地域給はどういうふうな処置されるのか、そういう点はどこへ法文の中に含まれるかどうか、その点を疑問に思ふのであります。

○石村幸作君 地域給の問題は結局現状のままと思ひます。例えば現在におきましても、一町村の中に二つの種類があるもので、このままのやつもある。統一されずに、市においては勿論でありまして、町村においても、地域給を含む等の場合もあるわけでありまして、自然この問題はこの特例を含むこととはちよつと困難と思ひます。

○若木勝蔵君 私の知つておる限りでは、同一町村においてそういうふうな區別が私に思ひます。そこで今仮にあつたとしても、今の地域給の面で、人事院でもそういうところがあれば、不均衡を是正するといふ形に、現状通りで、合併したけれども、こつちだ、こつちだ、こういうことになる。私は問題が起ると思ひます。そういう点をどういふふうな取扱ひかといふことについて、又御意向をお願いしたいと思ひます。

○若木勝蔵君 これは人事院のそういうふうなものを待つておるといふことができないのです。それは合併するときの条件の有な問題になります。有力な条件になるのですから、この法案を作る人はあらかじめこれに對して、どういふふうな処置するといふことをきめてからならなければならぬ。そこで今後これは提出するまでに、人事院あたりのほうで調査して、そういうところについてどういふふうな引上げて合併するとかいふふうな引上げなければ、私になか／＼不可能になると思ひます。

○秋山長造君 今の若木さんの問題は、実は私も最初委員長にお尋ねしたことがあつたのですが、そのときに人事院のほうへも非公式に話してあるといふようなお言葉だつたので、一応了承したのですけれども、やはりこの問題は合併のときの重要な条件になるであらうといふことも考えられるし、又合併した後のその条文中で、努めな一体性の速やかなる確立に、努めなければならないといふ、やはり一体性といふこと、やはり一つの要素にもなると思ふので、どういふふうか、次の委員会あたりで、人事院の責任者を一応呼んで、そしてこの委員会での問題について、このように心配もあり又議論が行われておるといふことを、よく直接聞いて貰つて、そして人事院のほうへも、委員会として特別にこの問題について協力して貰うように話を固めておく必要があるのじやないかと思ひます。

○調査員(法曹三郎君) 只今の問題につきまして、石村小委員長の御説明に

若干補足的に付け加えますが、要するに地域給の問題というものは、これは法律でその町村ごとの何級地というふうな決まっておるわけでございます。それから合せまして、その法律の中には、町村或いは市町村を含めての行政区画の変更によつて、その級地の指定によつては変更がないといふことなるわけでございます。でございますから、問題は町村が数個合併いたしました場合に、その間に級地上下の差があまります場合にどうするか、自動的にこの特例法で全部高いほうに統一するようにならざるかどうかと、こういうふうな問題であらうと思ふのです。併しこれは若し都市に對して町村が合併したといふような場合には、割合に結論は出し易いのでございませぬ。併し町村自身の合併といふものは、これは若干例が違ひますが、例えば魚津市のごときは二カ町村が合併して二百数キロの面積があるのでございませぬ。これはこの法律が当然適用になるわけでございます。そしてその場合には、魚津市の場合は繁華街といふものは海岸寄りの一部でありまして、あとは山の中ということになるわけでございます。でございますから、そういう場合に、この法律の中に特例といつたしまして、一つの合併の關係町村の中の一つの最も高い級地に統一するといふような規定を入れますと、必要のない山岳部のほうにまで級地が自動的に上るといふわけになるわけでございます。かた／＼合せまして、この法律といふものは議員立法でありまして、先ほどの人事院の級地の指定といふものは立法事項であるといふことを考えます場合に、議員立法でこの町村合併促進法が出ておるの

らういふことになるんじやないかと思ひます。

に十七でございます。

○委員長(内村清次君) ちよつと委員長から……、その役場事務組合ですか、その組合は法的根拠は何かあるのですか。

○説明員(長野士郎君) 役場事務組合につきましては、地方自治法に組合というところの規定がございまして、その中の二百八十四条の第三項というところに、町村にのみ認められる組合として規定がございまして。

○石村幸作君 速記をとめて下さい。
○委員長(内村清次君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(内村清次君) 速記を始め

○石村幸作君 それではこの役場組合又は一部事務組合のような場合の構成町村のみが合併する場合、そういう場合にはやはりこの試案の原則通り憲法九十三条の住民選挙ということをやればいいと、こういうことに解釈することにいたしました。

○委員長(内村清次君) それから地方財政平衡交付金法の特例という、これは第十四条に該当する条文でございまして、これにつきまして今自治庁の奥野財政課長が説明をしたいと申ししておりますから、説明を聞くことにいたします。

○説明員(奥野誠高君) 原案に書いてあります趣旨に従つて、その原案に書いてありますような手続でやろうとしますと、非常に困難を伴います。今手許にお配りしておりますような字句の修正をお願いしたい、こういうことであります。大変技術的なことであります。恐縮でございますが、第一点は、その

手続を総理府令の定むるところによりと書いてあるのであります。今まで「政令の定めるところにより」と書いてあつたのを、そう直して頂いておるようであります。併しできますならば、段階補正等のいろ／＼な計数まで、二十九年度からは法律で定める、こういうような規定を地方財政平衡交付金法のなかに入れておるものですか。地方財政平衡交付金法及びそれに基く政令の定めるところにより」として頂たほうがいいのではないかと、こういうように考へております。

第二点は、合併町村がそれぞれ合併前の区域を以て存続したものとみなして算定するとうような規定が入つておるわけでありまして。そうしますと、個々の町村毎に一応計算いたしましたので、あとで合算するということになるわけでありまして。併し合併されましたのちに計算が不利になりますのは、例えば人口を以て計算する、或いは産業従業者を以て計算する、そういう場合には、規模が大きくなつて参りますと、人口一人当り、従業者一人当り経費が割安になつて行くことにならるわけでありまして。それを段階補正と呼んでおります。項目というものは、三十何項目にわたっております。その項目のうちの内外であります。十内外の問題を解決するために、全部町村毎に計算するということが非常に煩瑣でありまして、なるべくこれは避けたいというところが一つであります。それと更に、例えば道路費は道路の面積を以て計算する、高等学校は高等学校の生徒数を以て計算する、それじや道路の面積が殖えた、或いは高等学校が新しく建設された、一体これをどの

町村の数字として計算して行くかという問題が起つて来るのであります。或いは又新しく工場が分工場を作つて、事業経営の収入が殖えてきた、これを一体この収入として計算して行くかという問題が起つてくるわけでありまして。而して又合併前の町村毎にいろいろ個々に区分を以ていつてくれるなら別でありますけれども、そういうことになつておられませんと、殊更に煩雜な区分の規定もおかなければならぬわけでありまして。更に又例えば現在いろいろ市町村の態容を区分しておるわけでありまして。そういうような態容の区分の仕方も、今後更に研究が進みました場合には、今のやりかたが更に改善されて行くだろうと思つておる。そういう場合に、過去に遡つて態容の差をつけたらいいやないかというようなことについて、なか／＼見当がつかないのであります。そうしますと、やはり今後なおこういう計算方式を、研究を続けて行かなければならぬと思つたのでありますけれども、個々の合併前の区域を以て存続した場合に、算定された合算額を下らないように算定するものと精神を講つておいて、これに従つて我々がいろいろ技術的な工夫改善を加えて行きたい、かようなことをお願いいたしておきたいのであります。

○石村幸作君 今の財政課長が、ここにプリントを廻して、そういう第十四条をどういふふうな改案して欲しいというところであります。これは先般小委員会の結論を出して、閉じる直前に、そういう話がありまして、財政課長に來て頂いて一つ意見を述べてもらいたかつたが、どうも時間がなくてその

のままになつたので、本委員会に來られてこういうプリントを廻して、意見を発表されたと同時に、要望されたことと存じます。そこでこの第十四条の原案は、我々はこれを又研究する過程において、自治庁とも相当懇談をして、内容等も運営に遺憾のないようになつて一応作つたのであります。併しなお地方財政当局として、これよりも今述べられた案のほうが運営上いい、こういう意見でありまして、その理由を、今述べられた点は尤もなように伺われるのです。併し我々としてはこの目的が達せられればいいのであります。そこでこの奥野財政課長が述べられた、説明された点が、果して実行者の気持が通るか、目的が達せられるかどうか、なお研究を要すると思つたのであります。これについては委員諸君の一つの意見を聞きたいと思つたのであります。

○委員長(内村清次君) 只今小委員長のほうから言われましたように、各委員の方々の修正案に対する意見です、これを一つ。
○松澤兼人君 これは私もやはり奥野君から渡されたあのほうの書き方が本当だと思つて。前の書き方だと、町村合併前の区域を以て存続し云々と云つて、その区域を以て存続した、存続の間における、何といひますか、それがどういふような形式で、その後人口の増減があつたり学校の配分が變つても、これで計算しなければならぬのであります。これで見ますと、存続した場合において集計された額と云うふうでございまして、私はやはりこの十四条の書き方は、こういうもの地方財政平衡交付金法の精神から言へば、こういうふうなほうが適當じゃないかと、こう思つております。
○調査員(法曹三郎君) 只今の問題に對しまして、ここで事務的にどういふふうな検討いたしましたかの経過を、ちよつと石村先生の説明に補足して頂きます。要するにこれは平衡交付金をどのようにやるかということでございますが、自治庁が合併町村に對しまして平衡交付金を交付する場合には、昭和二十六年におきましては、合併のなかりしものとして、個々の町村につきまして予算した額の合計額と、それから合併後の町村につきまして計算いたしました額の差額を交付し、更に別に町村あたり五十万円の特別平衡交付金を交付したわけでございます。併しこれは計算が掛かるといふようなことでもございまして、昭和二十七年以降は態容補正のとり方を變えまして、新しくできました町村について態容補正を要しますと、大体におきまして合併なかりしものとして、個々の町村に交付せざるべかりし額を合計した額と、それから新たにできました町村について計算いたしました交付金の額の高いほうがいいということになるわけでありまして。このようなことでございまして、私どもとしては大体において自治庁の善意といふものは疑わないのであります。併し議員立法でございまして、法律の上におきまして、合併後の町村に行くべき額といふものが、はつきりきまつていたほうがよろしいのでございます。でございますから、私どもの考え方といたしましては、昭和二十六年に自治庁がいたしましたやうなやり方を原則とする、これは地方団体、合併町村の一致

ては、念のために注意を喚起したいと思ひまして、準備中でございます。

○石村幸作君 準備中という話ですが、これは急がないといけないので、やればこの法律が出る前にそういうことをやらねばならないので、ですから何か、通達ですか、そういうふうなものか何か、適当な措置を至急講じて頂きたい、こう希望いたします。

○委員長(内村清次君) 長野県長よろしくごさいますね。その点は重要ですから、確認しておきます。

○説明員(長野士郎君) 承知いたしました。

○高橋進太郎君 もう一つ私がお聞きしたいのは、二十一条の規定で最後の問題なんです、「未払の債務を弁済し、その他誠実に事務を処理して置かなければならない」というのですが、ところが現実に合併せられる或る一村のみ固有の債務があつて、そういう債務が合併までに整理できないというときには、その町村に限り清算事務が何かになつて、それはどういふふうな負担関係になるのですか。

○石村幸作君 これはここには「未払の債務を弁済し」としてありますが、弁済できればいいのです。できなかつたような場合のお話と思ひます。そういう場合には、関係町村の協議によつてこういうことは勿論財産の処分、移管問題とかいふものからんで、当然こういうふうなものには協議して、一つの取引で定められることと存じます。つまり建設計画のうちにも五カ年計画の財政計画を立てるといふので、その中にも丁度同条のうちにある町村税の滞納を処分する、併し処分しても整理

しても、全部徴収ができないものが必ずある。併し決してこれは打切るのはなくして、これは一つの関係町村の、一つのこれは財産である。この未払分は一つの負債である。こういうふうなものは当然残つて、整理されて引継ぎとなると、こう考えます。それは関係町村の協議の場合の取引きに……。

○高橋進太郎君 それでそれだと、二十一条の規定が何か、例えば弁済し、何々でなければならぬというのと、如何にも債務の弁済や何か合併の条件になつていふようなんで、何か言葉が強過ぎはしないかと思うのですが、恐らく今のようなお話で、協議によつてあれだとなれば、少しこの時き方が、やはりそれに副うようにすべきじゃないかと思ひます。

それからもう一つお聞きしたいのですが、条文が飛んで甚だ恐縮ですが、第九条で、町村合併の行われた日から起算して二年を超えない範囲で残存期間が議員として残るといふことの規定がございしますが、一方町村合併といふものは、五年間で完成するといふことになつて、五ヶ年はいくら／＼な恩典を受けられるのですが、どうしてこれは二年という制度を置かれたのですか。これは残存期間一ぱいでも、長いやつだつて四年きりないわけですが、残存期間一ぱいでもないのじやないかと思ひますが、この点をお聞きしたい。

○法制局参事(杉山憲一君) 第二十条のほうの規定、これは合併するに當つての各関係町村の心構えというふうな規定で、一つの順示的な規定です。合併をする場合に、一部が合併され、一部が残るといふような場合に

は、小委員長からお話がありましたように、協議で話がきまつて、或るものは残つて行くといふようになるかとも思ひますが、全部が残つて行くといふことになれば、これは事務の引継ぎで、合併町村に入つて行くといふことになりまふ。その場合に、できるだけの前の事務関係は整理しておきなさい、できるだけきれいな形で合併して行くようにといふ心構えを規定したのでございませう。

そのから九条の関係は、只今のお話では九条一項だと思ひますが、九条一項の第一号の、二ヶ年を超えない範囲内で当該市町村で定める期間と申しますのは、これは新たに設置される場合に、関係町村の議員が身分を保持し得る期間でありまして、これは本来ならば前の合併関係町村の時分から身分は繋つておるわけでありまふので、或る人によつては、この二ヶ年以前に身分が終るかも知れない。或いは場合によつては三年、或いは合併直前に選挙があつた場合には、四年といふことがあり得るかも知れないけれども、いかに状況がありますので、二ヶ年の範囲内で、協議で定める期間はいいのだ、このいふふうなきめられたわけにございませう。編入合併の場合ですと、これは編入をする議員の身分がございませうので、その残存期間といふことにしたわけにございませう。一つ言ひ忘れましたが、第一号の場合に残存期間といふことにはいたしませんと、関係町村の議員は各町村によつて選挙の期日が違ひ得るわけです。従つて各議員毎に任期が違つて来るといふことでは甚だ困りますので、一応各関係町村等の議員の身分の最終日にかかわらず、ここで以て身

分の終る日を一律にきめるという意味で、協議で定める期間までといふことにはおいたわけにございませう。

○高橋進太郎君 それで二年という意味は要するにその二年を超えないといふ、その二年という根拠はどこにあるのですか。

○法制局参事(杉山憲一君) これは何年がいいかといふことは、いろいろ問題があると思ひますが、編入合併の場合に、一応編入をする議員の残存期間といふふうな抑えましたので、まるまるこつちも四年間といふのもどうかといふことで、一応まあ二年という、特に合併前からの議員が引継ぐわけにございませうので、これを非常に長くしますと、新町村に來てからを加えますと、非常に長い期間に在任するといふことになり得る。或るべく短くして、短くといふか、適当な期間にしたほうがまあ至当ではなからうかといふこととにございませう。

○高橋進太郎君 ちよつと私は政府に、自治庁にお聞きしたいのですが、その点でどうなんですか。若干合併について障害を生ずるといふ虞はないのですか。

○説明員(長野士郎君) 只今のお話通り、二年でございませうが、先ほど法制局のほうからお答えがございませうように、長くいたしますと、丁度四年近くなりまして、それでまあ合併する、そして又一任期間といふようなことになりまして、そういう町村におきましては議員が八年近く在任することになります。だからここでそれをどの程度で考へて行くかといふ問題で、今の二年以内にいたしましても、一番長い場合は六年近くになり得るわけであ

りませう、そうなりますと、考え方をいたしましては、その二年といふのは、実は理屈があるようで、ない。丁度真中あたりをとつたといふことにならぬかと思ひます。といふのは非常にこれをつめて考えますと、もうあと二年しか任期がないといふときにやつてくれるか、それとも四年近くなつたときにやつてくれるか、結局、任期終了近くなれば少し任期が殖える関係から、やるようになりまして、そこで改選した途端には二年たたなければならぬといふような傾向が出て来やしないかといふことを、まあ詮索いたしますと、そういう感じも無いわけにございませう。それをそれでやめようと思ひます。一番長い議員の、合併関係町村の一番長い議員の残存期間に合せると、一番合理的だといふような考え方も一つ実は出て参りますが、併しそれにはいたしまして、大体二年という期間があれば、今までの状態から考えまして、大いに緩和されまして、すぐ改選になるわけにないから、まあそれで一応はど／＼のところじやないかといふ感じもいたして参ります。

○高橋進太郎君 それからもう一点お聞きしたいのですが、第六条に、町村合併に當つては、例えば総理大臣に、都道府県知事は、新町村建設計画を受理したときには直ちに意見を付して総理大臣に提出しなければならぬといふような規定や、その他大体のコンストラクションから言つて、合併のやはり責任者と申しますが、或いは促進の中心といふものが、この法律ではやはり自治庁長官がやるということになるのでしようか、或いは、そうじやない、もつと都道府県知事が中心になつ

てやるといふ考へで行つていられるのか、そこいらをちよつとお伺ひしたい。

○石村幸作君 それはここに条文のうち、「総理大臣」云々とあります。これは決して総理大臣に権力を持たせるといふような意味ではなくして、むしろ逆に、総理大臣にこれを配慮執旋、そういうふうなことを、させるといふとおかしいが、そういう義務をむしろ総理大臣のほうに持つてもらふと、こういう意味であります。そこでお尋ねの、主になるものは誰か—それは町がこの責任者であるとか考へます。そこで町村の協議会が問題で、もう一つは都道府県の場合には都道府県審議会、合併促進審議会、これが知事の諮問機関として本當にまじめに民主的にこれが促進を推進してもらふなければならぬ、こう考へておりますが、どこまでもその主体は町村自体であると、こう考へております。

○高橋進太郎君 いや、私のお聞きするのは、例えば十条の規定やその他で、表面見るといふと、都道府県知事が関係町村に対して合併の告示をした、或いは審議会をして中心になるような規定は、要するに誰か。決するのは町村だから、これは問題はない。それはただそれだけだけれども、仲人役は、仲人役として主としてやるのは、一体都道府県知事なのか或いは中央でやりになるのか、そこいらの責任者というか、それが立法の趣旨や散漫に書かれてはいるのですが、そういう意味においての中心はどうかということをお聞きしてはいます。

公表する云々と書いてありますが、これは町村の一部の編入、境界の変更と、こういうことでありまして、すでにこれはここにも書いてある通り、地方自治法の第八條の二、つまり知事の勧告のような規定がありまして、それを最も民主的にやるといふので特にここに現わしたのであります。そこで、これをやるのは一体どこか、どこが責任の立場に立つか。これは疑問を持たれるのは御尤もと存じますが、私はどこまでも勿論自治府あたりが、これが促進を促進する、宣伝するといふとおかしいが、普及徹底を図る、これは自治府のあたりでやる、自発的にやる仕事かも知れませんが、合併そのものはどうしても、これはこの町村自体の自主的な立場から、これはできなければならぬと思ひます。そしてやは知事あたりが、この合併が適當と思へば、促進できるように懇諭、斡旋等も、当然これはすべきものであります。根本としてはやはり関係町村自体と、こう考へております。

○高橋進太郎君 いや、私のお聞きしておるのは、それは一緒にやるのだから、一緒にやる当事者が、自主的にやるといふことはわかつておるが、ただ第四條の規定で都道府県知事が審議会を設けて、こうしてやるといふのだというので、その促進のその推進力になるものが一体知事にあるのか、或いは、又一方において総理大臣の規定が相当あるから、そういう内閣みずからやるのか、そこらの重点の置き方をお聞きしておるのです。

○調査員(法曹三郎君) ちよつと申し上げますが、只今のお話はよくわかることとあります。そして先ほどから石村小委員長が言われました通りでございますが、町村の自主的にやるといふことを中心にして、各種の勧誘的措置を講じまして、合併が自動的に行われるといふことを期待しておるものであります。併し勧誘の措置といふものは、要するに府県もそれにならつていろいろ措置するといふこととございまして、そういう事務的な関係から、やはり総理大臣が或いは府県知事といふものは、内容を知つていなければならぬといふことになるわけでありまして、それからこの促進審議会という規定についてでございますが、これは自治法の八條の二に規定がありまして、知事が町村の適正規模について計画を立てて勧告をすることができるといふことになつておるわけでございます。そしてその考へ方の根本は、要するに町村合併につきましても、その合併の事務は最終的には国の事務で、府県知事がその委任によつて取扱うといふ現在の自治法上の原則から出ているわけでありまして、この規定が或いは目障りかも知れませんが、要するにそういういろ／＼の現行法その他の関係があり、自治府との関係を脱み合せまして、こういう形式になつたわけでございます。

○高橋進太郎君 そう四角張らないで答えて頂きたいと思つておりますが、要するに問題は、何と申しますか、町村は町村で独立したような形であり、府県は府県で独立したような形だけれども、この法案の運営上、大分府県によつては、自分が責任を以て一つこの合併促進の運動の中心になつてやるといふ考へ方もしておるが、この法案の中

心的な狙ひは、そういう工合に第一練の府県を活用して促進運動をやるのか、或いは町村に直結して、そうして国自体がやるように配慮せられるのか、そこらの行政の重点の置き方を聞いておるわけですよ。

○委員(内村清次君) ちよつと速記をとめて。
(速記中止)
○委員(内村清次君) 速記を始め

それは町村合併促進法案の取扱につきましての御意見はこのくらいにいたしまして、これで今日の地方行政委員会を閉じます。
午後五時十七分散会

- 七月十一日本委員会に左の事件を付託された。
- 一、大工、左官等に対する地方税の課税方法改正等の請願(第一五五八号)
 - 一、旧軍港市振興事業費等に関する請願(第一六四六号)
 - 一、地方税方第七百四十九条中一部改正に関する請願(第一六五二号)(第一六五六号)(第一七二二号)(第一九二五号)
 - 一、営業用トラックに対する自動車税軽減の請願(第一六五三号)(第一六五七号)(第一七一三三号)(第一八四五号)(第一九四二二号)
 - 一、平衡交付金増額等に関する請願(第一七二三号)
 - 一、クリーニング業の道府県税軽減に関する請願(第一七八七号)(第一八四八号)(第一九二〇号)(第一九五一号)
 - 一、教科書供給事業に対する事業税

免除の請願(第一九二二号)
一、町村合併促進法制定に関する陳情(第一二五号)
一、地方自治法第百一条第一項改正に関する陳情(第一一六号)
一、地方自治法第百二十二条改正に関する陳情(第一一七号)
一、電気税撤廃反対に関する陳情(第一二二二号)
一、地方議会の懲罰権擁護に関する陳情(第一二二三号)
一、町村財源確保に関する陳情(第一二三三号)
一、地方財政施策に関する陳情(第一二四四号)

第一五五八号 昭和二十八年六月二十六日受理
大工、左官等に対する地方税の課税方法改正等の請願
請願者 新潟県長岡市四郎丸本町三新大工職組合連合会内 木村音作外三名

紹介議員 北村 一男君
大工、左官等の収入に対し営業所得を課税し、そのため地方税も事業税として課税していることは職業安定法、建設業法および労働基準法等のあらゆる面よりみて不合理かつ不当な徴税方法と考えられるから、大工、左官等に課せられる税金は営業所得を改め勤労所得として課税するよう突進に即して徴税を行うとともに、大工、左官、木びき、屋根職等これに準ずる各職の勤労者に対する事業税を免除せられたいとの請願。
第一六四六号 昭和二十八年六月二十六日受理

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一六五三号と同じである。

第一九五二号 昭和二十八年七月二日受理
クリーニング業の道府県税軽減に関する請願
請願者 東京都中央区銀座西八ノ五(なにはビル)内
全国クリーニング協同組合連合会内 赤羽長一部

紹介議員 山口 重彦君
この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第一九五二号 昭和二十八年七月二日受理
地方税法第七百四十九条中一部改正に関する請願
請願者 群馬県前橋市連雀町一
九群馬県貨物自動車業組合内 小淵光平

紹介議員 伊能 芳雄君
この請願の趣旨は、第一六五二号と同じである。

第一九二二号 昭和二十八年七月二日受理
教科書供給事業に対する事業税免除の請願
請願者 東京都台東区浅草蔵前
二ノ二中央社内教科書供給協議会全国連合会内 斎藤義雄外三名
紹介議員 田中啓一君
新聞業紙の発行、販売および広告掲載を取り扱う事業に至るまで事業税を

全除され、さらに昨年七月には地方税法の一部改正に伴い教科書の出版業も非課税事業の範囲に加えられたが、教科書供給業も、出版業と密接な関係を有し、国家的重要性においてはこの間に何等の差異も認められないから、教科書の発行業者と同様に教科書供給業者に対しても事業税を免除せられたとの請願。

第二一五号 昭和二十八年六月三十日受理
町村合併促進法制定に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

町村合併促進法は、目下関係方面で再検討中とのことであるが、町村の合併を積極的に促進する為、本法案を早急に制定せられるよう取り図られたとの陳情。

第二一六号 昭和二十八年六月三十日受理
地方自治法第百一条第一項改正に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

地方自治法第百一条第一項には、招集期限が明示されていないので、招集を故意にのぼされ、民主議会の使命達成に支障をきたす場合があるから、「二十日以内にこれを招集しなければならぬ」と同条第一項を改正せられたとの陳情。

第二一七号 昭和二十八年六月三十日受理
地方自治法第百二十二条改正に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

地方自治法第百二十二条では「普通地方公共団体の長は、議会に、予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出することができる」となつていて長の自由裁量に委されているから、本法を改正して長に提出の義務を負わせるよう措置せられたとの陳情。

第二二二号 昭和二十八年六月三十日受理
電気税撤廃反対に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

九電力社の二十八年度収支合計は赤字百八億余円の見込みでその対策に苦慮し結局今秋以降の電力料金引き上げは必至とみられている。しかしして連産省ではこの影響を少くするため九電力社の本年度電力料収入予定千七百七十五億の一割百七十七億円の電気税を撤廃してそれだけ料金を引上げ消費者の負担をカバーし一面地方公共団体の収入減は地方平衡交付金で補う計画のようそく聞するが、かくては町村財政に影響するところが大きいのでこの問題についてな充分検討されるとともに町村財政に大なる減収とならないよう措置されたいとの陳情。

第二二三号 昭和二十八年六月三十日受理
地方自治法第百三十四条による地方議会の懲罰権の撤廃に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

地方自治法第百三十四条による地方議会の懲罰権は、議会自体の規律保持のため特別な権限であつて、これなくしては嚴肅な議会の運営は期し難く法はこのために制定されたことは論のないところである。しかるに議会の懲罰に關して裁判所が不当な容かいをして議会の権限と機能を麻ひさす点があるように見受けられるから、行政事件訴訟特例法第十條第二項の規定により該会の懲罰に對してその処分を停止することができるとの解釈が出来ないよう法律の改正を圖られたとの陳情。

第二二三号 昭和二十八年六月三十日受理
町村財源確保に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村
議会議長会連合会内
林栄三

地方自治法の根本は、自主的財源の確保にあるから、現在の町村財政における独自の税源を大幅に確保し、平衡交付金ならびに補助金を圧縮するような措置を講ぜられたとの陳情。

第二二四号 昭和二十八年六月三十日受理
地方財政施策に関する陳情
陳情者 岡山市上石井岡山景自治会館内中国五景町村

議会議長会連合会内
林栄三
政局が依然混とんとしていることによつて国民の受ける影響はじん大であり、とくに地方公共団体は、財政的に破局に陥る虞があるから、政局の安定により強い施策を実施せられたとの陳情。